

## 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

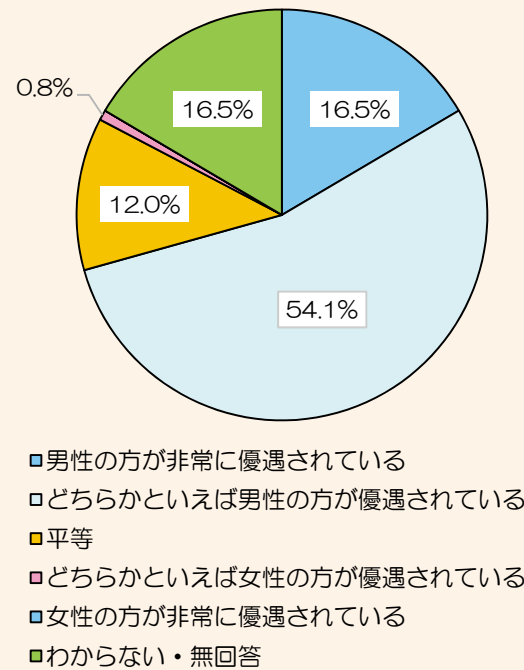
### 施策

- 1 男女共同参画講座などの開催
- 2 人権・男女共同参画教育の推進

近年は、人々の価値観や生活が多様化し、女性の社会進出や男性の育児参加などが進みつつあります。しかし、意識調査の結果をみると、依然として社会全体の男女平等感には男性優遇の意識を持っている人が過半数を占めているのが現状です。

男女共同参画を推進するためには、一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが大切です。男女共同参画に関する講座やセミナーなどを開催し、また教育現場を通じた啓発活動などを行うことで、住民一人ひとりの意識の向上を目指します。

### 《社会全体における男女平等感》

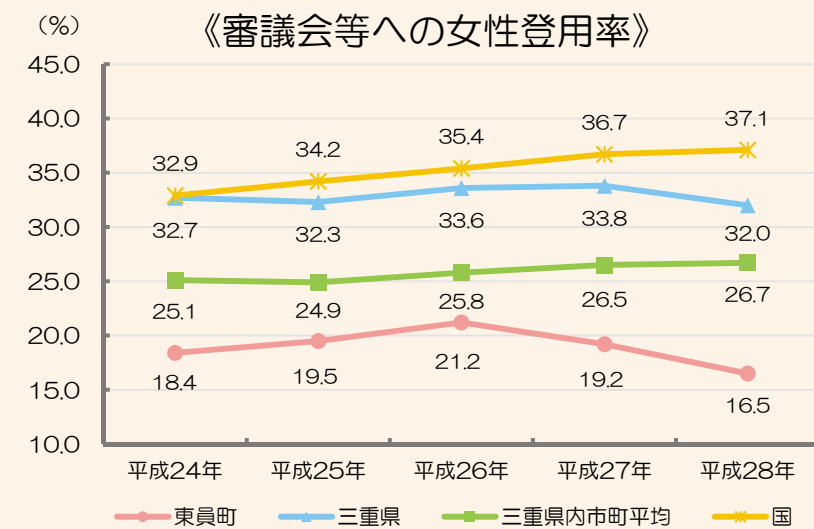


(東員町「平成29年度人権・男女共同参画に関する意識調査」より作成 ※回答者の7割が女性)

## 基本目標2 男女がともにあらゆる分野で活躍できるまちづくり

### 施策

- 3 審議会等への女性登用率の設定
- 4 事務職員（役場）の女性管理職等の割合の向上



(内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(平成29年度)」及び、三重県「三重県男女共同参画年次報告書(平成24~29年度)」より作成  
ただし、ここでの審議会等とは、法律や政令、条例に基づき設置され、設置根拠となる条文の中で調停、審査、審議、調査等を行うと定められている審議会等に限る。)

社会における多様な問題に対応するためには、政策や方針決定の場、地域活動の場などあらゆる分野で責任ある地位に男女が偏りなく就くことを働きかけ、女性の力や意見を積極的に活かすことのできるしくみづくりを進める必要があります。

特に審議会、委員会等への女性の参画を進め、女性の視点から住民ニーズに的確に答えることができるよう、積極的に進めていく必要があります。また、行政機関においても女性が管理的な立場、指導的な立場に就くことで、女性の視点での施策立案や行政運営ができるよう、男女ともに働きやすい職場づくりに努めます。

## 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

### 施策

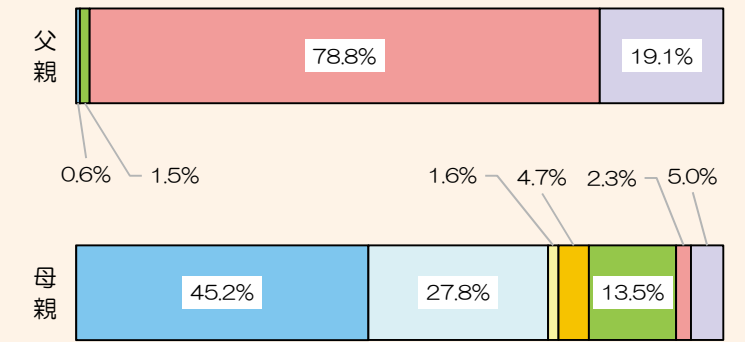
- 5 休暇制度（育児・介護など）の充実
- 6 男性の家庭生活への参画支援
- 7 公的サービスの充実
- 8 生涯を通じた健康支援

女性の社会進出が進んでいる中、依然として家事や育児、介護などにおける女性の負担役割が大きいことが懸念されます。男女が共に活躍できる社会を実現するためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、すべての人が仕事、家庭生活、地域や個人の生活を両立させ、自分らしい生活を送ることを目指すことが大切です。

また、男女がどのようなライフステージにおいても、健康で充実した生活を送ることができるように努めます。

### 《育児休業の取得状況》

- 出産以前から働いていなかった
- 出産を機に仕事を辞めた
- 育児休業中に退職した
- 育児休業を取得中である
- 育児休業を取得し、復帰した
- 育児休業を取得せず、働き続けている
- 無回答



(東員町「平成26年度『子ども・子育て』に関するアンケート調査」より作成)

## 基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり

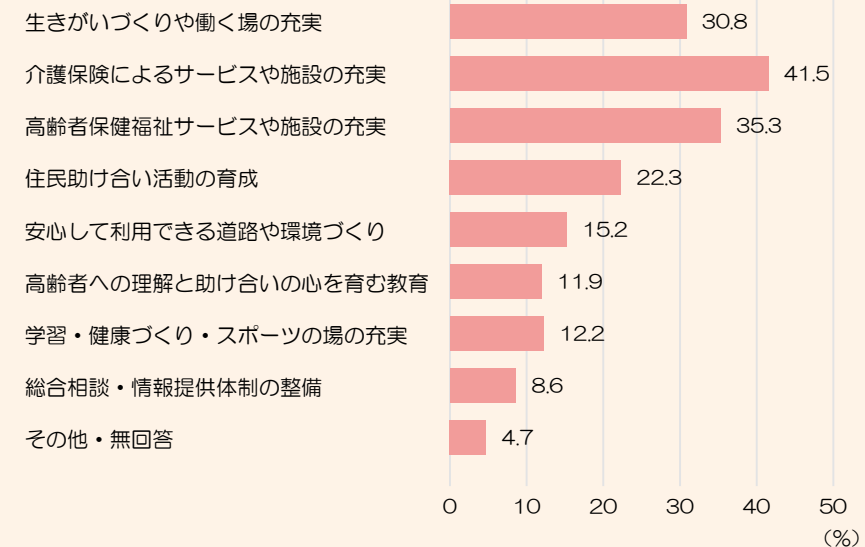
### 施策

- 9 さまざまな困難を抱える人（障がい者、高齢者等）への支援
- 10 女性の視点を取り入れた防災対策の推進
- 11 DV 被害者相談窓口の周知と充実

避難所設置時に性別に配慮すべき場所の例  
・更衣室 ・授乳室  
・洗濯物干し場 など

(平成24年度東員町地域防災計画 防災ワークショップ意見より抜粋)

### 《町に必要な高齢者施策》



(東員町「第5次東員町総合計画(中間期)まちづくりアンケート調査(平成27年度)」より作成)

あらゆる人々が、どのような生き方でも人権が尊重され、この町で安全・安心に暮らせることができる環境づくりを目指します。

また、女性の視点を積極的に取り入れた防災対策を充実させること、さらには、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みや相談・支援体制を充実させることを推進していきます。

## それぞれの目標における数値目標

目標項目	現状値 (2018年)	目標値 (2022年)
男女共同参画講座や講演会の開催	1回/年	3回/年
審議会・委員会等への女性登用率 (防災会議、環境審議会、農業委員会等)	28.6%	35.0%
事務職員(役場)の女性管理職等の比率(係長級以上)	26.5%	30.0%
がん検診受診率(子宮頸がん) (町が実施する集団検診の受診者のみ)	13.7% (2017年)	50.0%
DV防止法の認知度 (内容まで知っている・名前は聞いたことがある人)	81.5%	90.0%

## さまざまな取組紹介

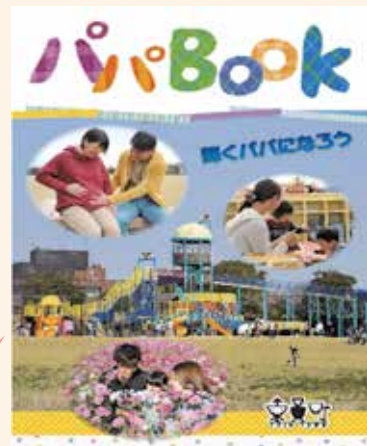
認知症ガイドブック  
(認知症ケアパス)



パパの子育て応援!  
「パパBook」  
(2016年発行)



子育て支援センター  
クリスマス会の様子  
(2017年12月)



第3次東員町男女共同参画プラン  
発行：2018年3月  
東員町役場 町民課



パープルリボン  
(女性に対する暴力撲滅運動)



# 第3次東員町男女共同参画プラン

## 男女共同参画社会とは？

「男女共同参画社会」とは、女性と男性が、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組むことで、地域や家庭・職場・学校などあらゆる場面で、男性も女性も対等なパートナーとして個性と能力を発揮し、だれもが自分らしい生き方を選択できるような社会になります。

## 計画策定の趣旨と期間

1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定されてから約20年が経過し、男女平等の意識は徐々に広まっており、女性の社会進出や男性の家事・育児・介護参加など多くの場面で男女共同参画の実現に向けた変化が表れてきています。しかしながら、依然として多くの課題が残され、少子高齢化による労働力不足や介護・育児負担の増加、失業や雇用形態の変化による生活困窮者の増加等の課題への取り組みが求められています。そのような中、2015年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、これにより、今後ますます国を挙げた新たな取り組みが進められていくことと考えられます。

本町においては、2008年に「東員町男女共同参画プラン」を策定し、2013年に、行政だけでなく、企業や団体、地域、そして住民一人ひとりの役割を明記した「第2次東員町男女共同参画プラン」を策定しました。それから5年が経過し、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで、ワーク・ライフ・バランスの推進やすべての人が安全・安心に暮らせるまちづくりなど、より時代の変化に即した施策の充実を図るため、これまで取り組んできた事業の見直しを行い「第3次東員町男女共同参画プラン」を策定し、2018年から2022年までの5年間を計画期間として新たに設定します。

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
前期計画	第3次東員町男女共同参画プラン					

## 計画の基本理念

近年、さまざまな要因によって社会情勢が刻々と変化し続けており、時代に即した取り組みが求められています。このような状況において、男女共同参画社会を実現することで、住民一人ひとりが自ら考え、自分とその周りの人々の個性や生き方を認め合い、お互いに思いやる心を、現在から未来へ『つないでいきたい』『つないでほしい』という想いを込めて、本計画の基本理念を次のとおりに定め、これを実現するべく計画を推進していきます。

《男女共同参画社会の実現》

みんなでつなごう 心と心